

平成30年度

名寄市監査計画書

名寄市監査委員

平成 30 年度 監 査 計 画

1 目的

平成 30 年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施するため、名寄市監査基準第 7 条の規定に基づき、監査計画を次のとおり定める。

2 基本方針

監査等に当たっては、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、違法又は不正の指摘にとどまらず、指導、改善に重点を置いて実施し、もって市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障に期することを基本方針とする。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から、監査等を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備、運用）が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保が図られているかという観点から、監査を行う。
- (3) 事務事業が最少の経費で最大の効果を上げているか、所期の目的を効果的に達成するものとなっているか、経済性 (Economy)、効率性 (Efficiency)、有効性 (Effectiveness) という、3E の視点を踏まえた監査を実施する。
- (4) 市民の視点に立って、公正で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点からも検証する。
- (5) 監査の結果に基づく改善状況を把握し、監査の実効性を確保する。
- (6) 監査結果や改善措置など監査に関する情報について、市民にわかりやすく発信する。

※ 名寄市監査基準

（基本方針）

第 2 条

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。

※ 地方公共団体財政健全化法

（予算の執行等）

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

3 各種監査別実施方針

- (1) 定期監査（法第 199 条第 4 項、市監査委員条例第 5 条、市監査基準第 14 条第 1 項第 1 号）
 - ア 監査事項（財務及びこれに関連する事務の執行状況について、次の事項を主眼とする。）
 - （ア）予算の執行、収入、支出及び契約の事務は、適正かつ効率的に行われているか。
 - （イ）文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

イ 監査の方法

(ア) 監査対象部局長に対し、業務概要その他収入、契約状況等の監査資料様式による資料提出を依頼する。その後、契約関係等の関係書類の提出を求め照合する。必要に応じ、関係職員からの概況徴取等を実施する。

(イ) 監査対象年度は、平成 29 年度とする。

ウ 監査の実施日程は、別紙「平成 30 年度監査等事務計画表」のとおりとする。

エ 定期監査は、共通重点項目の設定などにより 3 年の監査サイクルとする。

◆ 対象部局 ◆

- ① 市民部：地域住民課(福祉関係)
- ② 健康福祉部：社会福祉課、保健センター、こども未来課、高齢者支援課
- ③ 市立大学(短期大学部)：総務課、教務課、学生課
- ④ 農業委員会事務局
- ⑤ 議会事務局

(2) 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項、市監査基準第 14 条第 1 項第 4 号）

ア 財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者に対し、当該団体に対する財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか等を主眼として実施する。

イ 対象団体：監査実施計画に定める補助金及び公の施設の指定管理者

ウ 実施日程は、10 月下旬から 1 月末日

(3) その他監査

ア 行政監査（法第 199 条第 2 項、市監査基準第 14 条第 1 項第 3 号）

イ 随時監査（法第 199 条第 5 項、市監査基準第 14 条第 1 項第 2 号）

随時監査は、必要があると認めたとき、事務事業の執行が法令等に従い適正にかつ合理的、効果的に行われているかを監査する。

実施日程、監査の対象は、別に定める。

※ これまで実施した定期監査の指摘事項に係る当該監査の事後における事務の確認について随時実施する。

(4) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、市監査基準第 15 条）

ア 会計管理者及び公営企業管理者等が保管する現金（歳入歳出外現金または預り金及び基金に関する現金を含む）の残高及び出納関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 併せて請求書等関係書類の財務監査を行い、照会事項、意見、指導事項を抽出、担当部局長に対して指導、意見事項等や資料請求を明示して、処理状況の報告、資料の提出を求める。

ウ 書類実査期間は、原則として毎月 5 日から 25 日とし、監査委員条例第 6 条の規定により毎月 25 日を検査日（概況徴取、講評の日）としてきたが、企業会計の資料作成が非常に厳しい日程であることから、監査委員条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、昨年 6 月から月末に変更して実施している。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項、公企業法第 30 条第 2 項）

ア 審査事項（審査に当たっては、次の事項を主眼とする。）

（ア）決算その他関係諸表の正確性の検証

（イ）予算の執行及び事業の運営が適正かつ効率的に行われているか。

イ 審査の方法

財政課をはじめ、関係課より提出された関係書類、帳票等により照合調査のほか、必要に応じ関係職員からの概況徴取等により実施する。

ウ 審査の対象・期間

（ア）一般会計・特別会計決算審査 平成 30 年 7～8 月

（イ）水道事業会計・病院事業会計決算審査 平成 30 年 6～8 月

(6) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の係数の正確性を検証するとともに、基金の運用が正確、適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

(7) 財政健全化及び経営健全化審査（地財法第 3 条第 2 項、第 22 条第 1 項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率の算定の基礎となる書類の係数の正確性を検証し、健全化判断比率等が適正であるかどうかを主眼として審査する。

4 結果報告及び公表

(1) 定期監査

定期監査の結果は、年度内において市長及び議会へ報告、報道機関等への公表及びホームページへの掲載について実施する。また、監査結果に対して措置を講じた場合における監査委員に対する通知がある場合は、これを市のホームページに掲載し公表する。

(2) 財政援助団体等に対する監査

監査結果の報告は、定期監査に合わせ実施する。

(3) 例月現金出納検査

市議会定例会開催の前に、例月現金出納検査報告書と併せて検査の状況を市長に報告する。議会には例月現金出納検査報告書を提出する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

審査終了後、審査意見書を市長に提出する。

(5) 財政健全化及び経営健全化審査

審査終了後、審査意見書を市長に提出する。

5 その他

平成 29 年 6 月 9 日公布の地方自治法一部改正による平成 32 年 4 月 1 日施行の内部統制の制度構築に伴う内部統制評価を視界に、執行部の適正を監視する監査委員の役割及び内部統制制度構築による監査委員監査の在り方について常に意識し監査にあたる。